

令和6(2024)年度栃木県データ連携基盤構築に係る調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

この要領は、栃木県が令和6(2024)年度栃木県データ連携基盤構築に係る調査業務を委託するに当たり、最も的確な事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

令和6(2024)年度栃木県データ連携基盤構築に係る調査業務

(2) 業務内容

別紙1「令和6(2024)年度栃木県データ連携基盤構築に係る調査業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日(令和6(2024)年6月上旬を予定している)から令和7(2025)年3月18日(火)まで

(4) 委託料限度額

33,990,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 担当所属及び問合せ先

郵便番号320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20

栃木県総合政策部デジタル戦略課

電話 028-623-2824 電子メール dx@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

令和6(2024)年度栃木県データ連携基盤構築に係る調査業務公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札参加資格者の資格)に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。または、契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。

(6) 類似業務に係る受注実績があり、確実に履行できる者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公開	令和6(2024)年4月15日(月)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和6(2024)年4月19日(金) 午後3時必着
ウ 質問に対する回答	令和6(2024)年4月23日(火) 予定
エ 参加表明書の提出期限	令和6(2024)年4月25日(木) 午後3時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和6(2024)年5月8日(水) 午後3時必着
カ プレゼンテーション	令和6(2024)年5月14日(火) 午後
キ 選定結果の通知・公表	令和6(2024)年5月中旬

(2) 実施要領等の配布

- ア 配布期間：令和6(2024)年4月15日(月)～同年4月25日(木)
(土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで。(参加表明書提出期限日は午後3時まで))
- イ 配布場所：上記2(5)の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ「ホーム > 産業・しごと > 入札・公売 > 入札・公募(業務委託)」に掲載している本業務に関するページからダウンロードできる。
- ※ URL <https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>

(3) 質疑・回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、以下のア及びイに従い、質問書(様式任意)により電子メールで提出すること。

- ア 受付期間：令和6(2024)年4月19日(金) 午後3時必着
- イ 質疑方法：
・上記2(5)宛て電子メール(メール送付後、必ず電話連絡を行うこと)。
・質問を行う者及び質問内容を簡潔かつ明確にすること。
・質問内容には質問を行う者を特定する可能性のある内容を含めないこと。
- ウ 回答期日：令和6(2024)年4月23日(火)までに回答を予定している。
- エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ(上記4(2)イのURL)に掲載する。
なお、質問の内容によっては、質問者にのみ電子メール等で回答することがある。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(別記様式1)及び参加資格確認書(別記様式2-1、2-2)を作成し提出すること。

- ア 提出期限：令和6(2024)年4月25日(木) 午後3時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所 : 上記2(5)

ウ 提出方法 : 電子メール、持参(平日の午前9時～午後5時まで(提出期限日は午後3時まで))又は郵送(書留郵便に限る)。

※ 電子メール又は郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※ なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、下記のとおり企画提案書(電子データ及び紙資料)を提出すること。

なお、副本を作成し、副本には参加者名を記載しないこと。

ア 提出期限 : 令和6(2024)年5月8日(水)午後3時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所 : 上記2(5)

ウ 提出方法 : 電子データは、電子メール。このとき、ファイル容量が5MBを超える場合は、ファイル転送サービスを利用すること。

紙資料は、持参(平日の午前9時～午後5時まで(提出期限日は午後3時まで))又は郵送(書留郵便に限る)。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

エ 提出部数 : 電子データは、正本の他、副本、見積書を送付すること。

紙資料は、正本1部 副本6部

見積書(正本1部)

オ 企画提案書について、電子データにおけるファイル形式は、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint 又はPDFとする。紙資料は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。

カ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容(目的、効果、訴求ポイント等)

(イ) 実施計画

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績(過去3箇年のもの)

(オ) 見積額(総額、内訳、諸経費、消費税を明記)

キ 企画提案書は、1者につき1提案とする。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例32号)に基づく公文書開示請求の対象となる。

- エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て参加者の負担とする。
- カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別紙2「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーション（20分以内）及びヒアリング（10分以内）を令和6（2024）年5月14日（火）午後に実施する。

実施方法については、参加者の希望により、栃木県庁舎又はオンラインでの実施を選択できるものとする。

実施する時間及び実施方法については、令和6（2024）年5月10日（金）までに別途連絡する。

指定時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを行わなかった場合は、審査対象としない。

なお、企画提案者が4者を超えるときは、企画提案書による1次審査を行い、上位4者のみをプレゼンテーション、ヒアリング、審査及び候補者を選定する対象とする。1次審査において各選定委員の評点合計の平均が50点未満の企画提案者は選定しない。したがって、当該企画提案者のプレゼンテーション及びヒアリングは実施しない。

(3) 審査方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(4) 契約候補者の選定方法

ア 辞退者及び失格者を除いた企画提案者のうち、最高点と評価した選定委員が最も多かった企画提案者を契約者の候補（以下「契約候補者」という。）として選定する。

イ アに該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員の評点合計の平均（以下「総合点」という。）が最も高い企画提案者を契約候補者とする。

ウ イに該当する企画提案者が複数あった場合は、見積金額が最も安価であった企画提案者を契約候補者とする。

エ ア、イ及びウに関わらず総合点が50点未満の企画提案者は契約候補者として選定しない。

企画提案者が1者の場合も同様とする。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託料限度額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ(上記4(2)イのURL)に公表するとともに、担当所属において閲覧に供するものとする。なお、審査内容に係る質問や異議は受け付けない。

【公表事項】

(1) 契約候補者の名称、評価の総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の数及びそれぞれの評価の総合点

※参加者が2者の場合、次点者の評価の総合点は公表しない。

7 契約手続

(1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

(3) 契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させる。なお、この場合、次順位の者を契約候補者とする。

(4) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)による締結を可とする(受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する)。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。